

令和元年度事務事業総合評価 「改善の方向性」 判定基準

改善の方向性	判定基準	改善の具体的内容
現状のまま維持	<ul style="list-style-type: none"> ○コストを維持しながら成果をあげる事業 ○現状の実施方法で効果をあげている事業 	
執行方法等の工夫・見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○予算、事業量ともに前年度水準であるが、効果を高める取組や執行に見直しの余地がある事業 	<ul style="list-style-type: none"> 事務の執行方法の見直し 事業対象・範囲・規模等の見直し その他（ ）
縮小	<p>【事業費縮減を伴う事業内容の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「コスト削減」と「成果の維持・向上」を両立させる事業 ○過大なコストがかかっている事業 	<ul style="list-style-type: none"> 非正規職員（嘱託・臨時）の活用 競争入札の導入、拡大 民間委託の導入、委託範囲の拡大 事務の統合・一元化 受益者負担の適正化 事業対象・範囲・規模等の縮小 その他（ ）
終了	<p>【30年度にて終了すべき事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所期の目的が達成された事業 ○必要性や有効性（効果）が低い事業 ○民間での実施が適当である事業 ○法改正や制度廃止等によるもの ○30年度にて完了した事業 	

※ここでいう「事業費」及び「コスト」は、人件費を含めた総経費を言うものとする。